

五城目町消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域を挙げて消防団を応援する気運の醸成および消防団に対する理解の促進を目的として五城目町の消防団活性化のため、五城目町消防団に対して優遇サービスを提供する消防団を応援する事業所および店舗等（以下「消防団応援の店」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「優遇サービス」とは、五城目町消防団員およびその家族（以下「団員等」という）が受けることができる利用料金または商品価格の割引、記念品もしくは飲食物の進呈、買物ポイント加算等をはじめとした各種サービスをいう。

(登録)

第3条 消防団応援の店の登録を受けようとする店舗等は、五城目町消防団応援の店登録申請書（別記様式第1号）により五城目町長（以下「町長」という）に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、次の規定により登録を行わない場合を除き、次に掲げる事項を五城目町消防団応援の店登録簿に登録するものとする。

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 事業所又は店舗等の名称、所在地、電話番号、定休日および営業時間
- (4) 事業所または店舗等が提供する優遇サービス

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合において、申請者が次に掲げる事業所および店舗等に該当するときは、登録を行わないものとする。

- (1) 特定の宗教活動または政治活動に関わっているもの
- (2) 五城目町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第3号）に規定する暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するもの
- (3) 各種法令その他公序良俗に違反しているものまたはそのおそれのあるもの
- (4) 通信販売、インターネットによる販売等の対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に定めるもののほか町長が適当でないと認めるもの

4 町長は、第2項の規定により登録を行ったときは、その旨を（別記様式第2号）当該事業所および店舗等に通知するものとする。

(表示証の交付・表示)

第4条 町長は、前条第2項の規定により登録を行ったときは、当該事業所および店舗等に五城目町消防本部を通じ五城目町消防団応援の店表示証（別記様式第3号）を交付するものとする。

2 消防団応援の店は、事業所および店舗等の見やすい場所に掲示するほか、自ら作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等により行う映像その他の広告により消防団応援の店である旨を表示することができる。

(団員カード)

第5条 町長は、消防団員に対し、五城目町消防団員であることを示すカード（別記様式第4号。以下「団員カード」という）を発行するものとする。

- 2 団員等は、消防団応援の店から優遇サービスを受けようとするときは、団員であることを示す団員カードを提示しなければならない。
- 3 消防団員は、消防団を退団したときは、前項の団員カードを町長に返還しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第6条 町長は、消防団応援の店の名称等を、ホームページ等により公表するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 第3条により登録を受けた消防団応援の店は、登録事項に変更を生じたときは五城目町消防団応援の店登録事項変更届出書（別記様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項に規定する届出があったときは、登録事項を変更するとともに、その旨を別記様式第6号により当該事業所および店舗等に通知するものとする。

(登録の廃止)

第8条 消防団応援の店は、登録を廃止しようとするときは、五城目町消防団応援の店登録廃止届出書（別記様式第7号）により、表示証を添えて町長に届出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、登録を抹消するとともに、その旨を別記様式第8号により当該事業所および店舗等に対し通知するものとする。

(登録の取消し)

第9条 町長は、消防団応援の店が事業を廃止したとき、又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、若しくはその他消防団応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すとともに、その旨を別記様式第9号により当該事業所および店舗等に対し通知するものとする。

- 2 前項の規定により登録を取り消された消防団応援の店は、速やかに表示証を町長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年 6月 8日から施行する。